

令和4年12月23日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

でんさい「業務規程」「業務規程細則」の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
当金庫では、電子記録債権サービスの機能改善に伴い、「業務規程」「業務規程細則」を下記のとおり改定させていただきます。
改定後の新規規程は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても、適用されますので予めご了承ください。

記

- 1. 改定日
令和5年 1月10日（火）
- 2. 主な改定内容
債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮、債権金額下限の引き下げに伴う分割可能回数の上限の設定。
- 3. 改定内容
(1) 業務規程

新旧対照表 (下線部を変更)

改定後	改定前
第26条 (省略) 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日 <u>(電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)</u> まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。 この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。 (省略)	第26条 (省略) 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。 この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。 (省略)
第36条	第36条

(省略) 4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする<u>分割記録</u> 二 その他業務規程細則で定める<u>分割記録</u> (省略)	(省略) 4 利用者は、次に掲げる<u>事項を内容とする</u>分割記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする<u>旨</u> 二 その他業務規程細則で定める<u>事項</u> (省略)
--	--

(2) 業務規程細則

新旧対照表

(下線部を変更・追加)

改定後	改定前
第17条 (省略) 7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。 8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（<u>発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当会社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日</u>）を経過した日から10年後の応当日までの日とする。 (省略) 第19条 (省略) 3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日（<u>当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日</u>）前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間 (省略) 5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日（<u>当会社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日</u>）前以後を除く。）でなければならない。	第17条 (省略) 7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1<u>万円</u>以上100億円未満とする。 8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応当日までの日とする。 (省略) 第19条 (省略) 3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間 (省略) 5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日前以後を除く。）でなければならない。

(省略) 第 27 条 (省略) 3 当会社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日 <u>(譲渡保証記録については、当会社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日) 前</u>の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間 (省略) 第 29 条 (省略) 2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日 <u>(当会社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2 銀行営業日) 前</u>の日以後 (省略) 4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範囲は、1 円以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。 5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>分割記録は、次に掲げる記録とする。</u> 一 <u>規程第 36 条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録</u> 二 <u>発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が 100 万を超えることとなる分割記録</u> (省略)	(省略) 第 27 条 (省略) 3 当会社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間 (省略) 第 29 条 (省略) 2 当会社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日以後 (省略) 4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範囲は、1 <u>万</u>円以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。 5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する<u>事項は、同条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。</u> (追加) (追加) (省略)
--	---

以 上